

別記 (一)

要求書

(一) 定期往來制度を制定せられたし。大船 六拾圓 小船 五拾圓  
 (二) 公傷病の場合には費用一切を店主に於りて負擔せられたし  
 (三) 病氣其の他災難の場合には臨時仕込を借し与えられたし  
 (四) 善金を制定せられたし 盆金十五圓 善金三拾五圓  
 (五) 船の乗換は一切大船及小舟從業員と協議の上實行すること  
 (六) 荷船及小舟船はホートン汽船のこと  
 (七) 本問題の解決に就て從業員協会の要求に及ぶ事  
 以上各案に就て從業員協会の要求に及ぶ事  
 双方向意見を待つて解決されたし  
 左三月三日迄に御回答願交りたし  
 昭和九年三月二十八日

京濱船夫組合 佐原屋分會

東京市又御聯合協義會

芝区三田四團所十五番地

電話三田 三七五三番

佐原屋(圓濱)店御中